

令和 3 年 第 1 回

山 武 市 議 会 定 例 会

第 2 号

2 月 2 5 日

○議長（大川義男君） 以上でさんむ21、能勢秋吉議員の代表質問を終わります。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

石川和久議員、御登壇願います。

石川議員。

○7番（石川和久君） 議席番号7番、会派さんむ21、石川でございます。議長にお許しをいただきましたので、関連質問をさせていただきます。

1月7日に再発令されました緊急事態宣言ですが、2月7日までとしておりましたが、感染拡大の歯止めがかからず、3月7日までの延長となっております。市民の皆様、事業者の皆様、緊急事態宣言に伴う外出自粛、時短営業などの御協力をしていただいていることに心から感謝を申し上げます。

皆様の御協力により、感染者数は緩やかな減少傾向にはございますけれども、山武市においても、まだ100名を超える感染者が出ており、いまだ油断のできない状況下でございます。市内事業者におかれましては、このまま緊急事態宣言が続けば、大変厳しい状況になることは避けられません。国、県、市と一丸となって、一刻も早い収束に向けての取組、ダメージを受けた方々には、的確な支援を行うことが必要であると考えております。

国においては、コロナ対策費として、第1次、第2次に続き、第3次補正予算を来年度予算と合わせた15か月予算により、切れ目のない新型コロナ対策、ポストコロナの経済好循環対策、防災・減災対策を行うものとして、可決、成立いたしました。

この補正予算では、新型コロナ対応に、地方公共団体の取組を支援するために、令和2年度第1次補正予算では1兆円、第2次補正予算では2兆円、今回の第3次補正予算では、1兆5,000億円の地方創生臨時交付金を確保されております。

地方創生臨時交付金については、皆さん御承知のとおり、感染拡大の防止や経済活動の回復などを目的とする事業で、コロナ対応の取組に関する内容であれば、自由度が高く、様々な事業に使うことができるものとしております。

しかしながら、反面、市民が求めている支援を的確に把握し、タイムリーに事業を実行していかなければならない。まさに首長、市の真価が問われるものだと私は思っております。

そこで、お伺いします。市長の交付金の使い道についての御所見をお伺いします。

○議長（大川義男君） 市長。

○市長（松下浩明君） 国の第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金でございますが、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けております、地域経済や住民生活の支援等に有効活用を図ってまいりたいと考えております。具体的には、子育て世帯や中小企業、そして、医療機

関等に対する支援を検討しているところでございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） ありがとうございます。

次に、地方創生臨時交付金の交付スケジュールについてお伺いします。

○議長（大川義男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村洋一君） お答えいたします。

交付スケジュールでございますが、今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度予算に計上される事業、または令和3年度予算に計上される事業のどちらでも、交付金の活用が可能となっております。したがって、交付スケジュールも2段階となっております。

令和2年度予算計上分については、3月上旬に交付決定を受けた後に、令和2年度中に、交付される予定となっております。

令和3年度予算計上分については、実施計画書の提出が令和3年度となっておりますので、改めて国のほうからスケジュールが示される予定となっております。

以上でございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、市の交付額の見込みについてお伺いします。

○議長（大川義男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村洋一君） 国から示されました第3次地方創生臨時交付金の交付限度額は、市が独自で計画してできるものとしては、2億5,446万8,000円でありまして、そのほかに、国の補助を受けて行う事業として、国庫補助事業算定分として、4,759万7,000円が計上されております。合わせますと、3億206万5,000円となっております。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 地方創生臨時交付金の実施計画、交付対象事業等の提出をしていくと思うんですけども、個別対象事業の提出状況についてお伺いします。

○議長（大川義男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村洋一君） 先ほど、交付スケジュールでお答えいたしましたが、令和2年度中に実施する事業の提出状況は、予備費で対応させていただいた2つの事業と、今回新たに実施を予定している11事業が、交付対象事業となっております。

令和3年度に予定している事業については、現在、検討中でございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 提出事業の内容については、ある程度、決まっているところもあると思うんですけども、2段階で行うということで、これから経済対策等の事業提出などもやっていかれると思います。

そこで、飲食店への時短営業の協力金の対象以外の方々の支援については、先ほど、櫻田議員のほうから質問も出ておりました。緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というものが設けられているということでございますけれども、これは名前が長いので、一時支援金と言わせていただきます。このことについて、数点お伺いしたいと思います。

一時支援金ですが、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出、移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小法人や個人事業者等へ、中小法人へは最大60万円、個人事業者等へは最大30万円を給付することになりましたが、この対象者はどのくらいあるのかいうところです。この対象者はどのような方々が対象なのか、お伺いします。

○議長（大川義男君） 経済環境部長。

○経済環境部長（越川 俊君） お答えいたします。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金は、3月の初旬から申請受付を開始する予定で、今、国のほうが動いております。

まだ未確定な部分がございますが、現在、中小企業庁から公表をされています対象となり得る事業者について、御説明させていただきます。

1つ目が、飲食店と直接取引している事業者といたしまして、総菜製造、酒造業等の食品加工、製造事業者、器具・備品販売等の事業者、産廃・廃棄物処理業や清掃業等のサービス事業者が対象となります。

また、これらに関連して、取引をしている事業者といたしまして、卸売、仲卸と問屋等の流通関連事業者、農業者等の生産者などが該当する見込みでございます。

それ以外には、外出自粛等の影響を受けた事業者といたしまして、具体的にバス、タクシー、運転代行等の旅客運送事業者、ホテル、旅館等の宿泊事業者、雑貨、アパレルショップ等の小売店、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等の対人サービス事業者、個人向け、サービスを提供して事業者へ商品サービスを行っている清掃業者、食品等製造事業者、または委託契約をしているドライバーやバスガイドなどが対象になります。

主に対面で、個人向けに商品、サービスの提携を行っている事業者が、対象となる見込みでございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） ありがとうございました。

今、御答弁をいただきますと、書き切れなくて、非常に多くの業種が含まれているということで、まず、大変安心できたというところでございます。外出自粛による影響をされた方が、ここに入られているんだなということで、市内でも、幅広く、大分カバーできる部分があるということでございます。

先ほど櫻田議員のほうからもお話ありましたとおり、これも、直接、市が行う支援策で

はないですけれども、市として、独自にPRをして、取りこぼしのないようにすることが、まず大切だと思っております。

飲食店関係者以外ということ、要は、外出自粛でも影響を受けた方々も入るということを知らない方がいっぱいいると思いますので、市独自で行ってきたということですが、市内の事業者には懇切丁寧に御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

併せて、もしかしたら、こちらの支援策で当てはまらない業種の方、困っている方等から、声が出てくるかもしれません。その時、ぜひとも、市独自の事業などを検討していただき、併せて、支援をよろしくお願いいたします。

○議長（大川義男君） ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時09分）

○議長（大川義男君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川議員。

○7番（石川和久君） それでは、引き続き、さんむ21、能勢議員の代表質問に関連する質問を続けていきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス拡大によるさんむ医療センターへの影響について、お伺いします。

現在も、新型コロナウイルスと闘っていただいている医療従事者の皆様、また、影響をお受けしている関係者の皆様には、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

いろいろな新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査等では、感染拡大防止に伴う患者数の減や予定の手術などの延期などによる収益の減、感染防止策の徹底によるコスト増が生じ、経営が非常に厳しい状況に陥っていると、調査では報告されているものもあります。

そこで、お伺いします。さんむ医療センターの外来・入院別患者数と前年比について、お伺いします。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） さんむ医療センターの昨年4月から本年1月までの外来患者数は9万4,589人、前年比で8.2%の減少です。入院患者数は4万9,488人、前年比で5.4%の減少となりました。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、さんむ医療センターの今年度の決算見込み、前年比についてお伺いします。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君）　さんむ医療センターの経営状況でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛等の影響から、患者数が減少し、医療収益が悪化しております。

市としては、12月に経営支援寄附金として、1億5,000万円を支援するとともに、現在は患者数も回復傾向にございますが、今年度の決算見込みとしては、当期総利益で約1億円の赤字となり、前年度との比較では、1,400万円程度悪化すると見込んでおります。

○議長（大川義男君）　石川議員。

○7番（石川和久君）　次に、新型コロナウイルス拡大に伴い、さんむ医療センターの独自に実施していることは何かあるのか、お伺いします。

○議長（大川義男君）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君）　さんむ医療センターは、発熱相談医療機関となっており、発熱等の症状を感じたときなど、一般的にはかかりつけ医に御相談いただきますが、かかりつけ医がいない場合等、相談先に困ったときに、相談できる体制を整えております。

また、発熱等によって、診察を希望される患者様には、通常よりも待ち時間が少なく、スムーズに御案内できる発熱外来の予約を受け付けております。

予約方法は、まず、さんむ医療センターへ電話連絡をお願いし、その上で、経過状況をお聞きしながら、発熱外来を受診していただく方に対して、受診時間、来院場所、ホームページでの受付方法の御案内をしております。御予約をいただいた場合には、3密を防ぐことができ、感染症対策にもつながっております。

なお、発熱外来の診察人数については、医師や看護師など、対応できる人員に制限がございます。発熱外来の円滑な運営に御協力をお願いしているところでございます。

○議長（大川義男君）　石川議員。

○7番（石川和久君）　ありがとうございます。

次に、先ほども能勢議員のほうから、病院の建設についての御質問がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、さんむ医療センターの建設事業計画に、影響は出ているのかどうか、まずお伺いします。

○議長（大川義男君）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君）　現在のところ、さんむ医療センター建設に影響等は出ていないと聞いております。

○議長（大川義男君）　石川議員。

○7番（石川和久君）　出ていないということで、取りあえずは、一安心というところでございます。

今、進められている移転と建設事業計画ですけれども、病院の安定した経営あつての事業だと思っております。独立行政法人さんむ医療センター設置者は、山武市でございます

ので、今後の経営状況によっては、市に大きく影響をしてきます。今後の病院経営等の著しい状況変化などが起きた際には、御報告をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。コロナワクチンの接種について、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が17日、国内で始まりました。まず、全国100か所での病院で同意を得た医療従事者4万人に先行接種ということで、3月中旬には、医療従事者370万人、100万人、増えるのではないかなというようなお話も出ております。4月から、高齢者に向けての接種、その後、一般の方への接種が始まると、大まかですけれども、示されております。

厚生労働省による新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計において、国、都道府県、市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で、市町村を支援する都道府県といった役割分担を、基本として、接種体制、流通体制を速やかに整備するとあります。

国の指示の下、千葉県の協力により、市において、予防接種を実施するということだと思いますけれども、具体的に市が行う業務などについて伺います。

新型コロナウイルスワクチンの接種業務の準備運営に当たっての人的体制の整備は、どのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） 新型コロナウイルスワクチン接種の業務を推進するため、保健福祉部内に、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、室長以下7名で準備を進めております。

接種会場等での人的体制については、接種体制の整備状況により、順次、調整、確保していく予定でございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、求められております接種記録の管理などのシステム体制整備については、どのようなになっているのでしょうか。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） 現在、予防接種等で接種記録等の管理に使用しております健康管理システムを、新型コロナウイルスワクチン接種においても、対応できるよう、改修いたしました。

また、ワクチンの分配、流通につきましては、ワクチン接種円滑化システム、いわゆるV－S Y Sを導入できるよう、システム環境の整備を進めております。

さらに、国においても、転出入者の接種記録の管理のため、ワクチン接種記録システムを、現在、準備していると聞いておりますが、今後、具体的な指示があれば、それに沿って行うことといたします。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、接種の案内、個別通知及び予診票等についての印刷、郵送業務について、お伺いします。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） 接種の対象者は16歳以上で、2回の接種が必要でございます。

接種順位は、県が事業主体となって、医療従事者の接種を行い、その後、市が実施主体となって、65歳以上の高齢者の接種を4月以降に開始し、その他の年齢の方は、順次接種ができるよう体制を整えると、国から示されており、市としても、その方向に沿って準備を進めております。

接種を受けるために必要な接種券であるクーポン券は、まず、高齢者に個別に送付し、順次、その他の方にも送付してまいります。

クーポン券送付時に、接種場所、予約方法、接種を受けるときの注意事項等の案内と、2回分の予診票も同封する予定でございます。

しかしながら、現時点でワクチンの供給力や供給時期は、国から示されていないため、ワクチン接種のスケジュールに関しては、遅延する可能性がございます。

準備が整い次第、ホームページや広報紙、チラシを作成し、周知を図っていく予定でございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、医師会等との調整、接種会場の準備は、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） 接種会場につきましては、集団接種と個別接種の併用で実施できるよう、調整したいと考えております。

現在、さんむ医療センターや山武都市医師会等と調整を行っている状況でございます。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） 次に、住民からの問合せ対応のための相談体制についても、市で行うこととなっております。その相談体制については、どうなっていますでしょうか。

○議長（大川義男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川雅弘君） ワクチン接種に関する相談と接種の予約受付を行う市のコールセンターを、3月中旬に設置いたします。

国においては、2月15日から、厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンターを設置し、ワクチンに関する相談を受け付けております。

また、ワクチン接種の医学的知見が必要となる専門的な相談等については、県において、

3月中旬に、相談者窓口またはコールセンターを設置する予定でございます。準備が整い次第、併せて、周知を図っていきたいと考えております。

○議長（大川義男君） 石川議員。

○7番（石川和久君） ありがとうございます。

このワクチン接種については、今、テレビや新聞で報道されていますが、やはり、国でのワクチンの供給の見通しがつかなければ、具体的な接種時期は、なかなか示せないという状況だと思います。これから求められることとしても、企業などでの接種や近隣の自治体との連携など、具体的な方針についても、国の方から示されてくることと思います。対応によっては、自治体間でも大きく差が出るものではないでしょうか。

先が見えない状況の中で、市民の方は大変不安に感じております。対応される職員の方や、もちろん関係者の方も、これらの多くの業務を、通常の業務に加えて行うことは、一人一人が多大な業務を行うこととなり、大変なことだとは思いますが、本当に感謝いたします。

市民の方が安心して接種できるような環境づくり、受けやすい体制を、ぜひ整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（大川義男君） 以上で石川和久議員の関連質問を終わります。